

答 申 書

苫小牧市基本構想審議会

平成 30 年 1 月 30 日

苫小牧市長 岩 倉 博 文 様

苫小牧市基本構想審議会
会長 石田 芳人

苫小牧市基本構想について（答申）

平成 29 年 8 月 24 日付け苫政字第 64 号により諮問のありました「苫小牧市基本構想（目標時期：平成 39 年度(2027 年度)）」について、以下のとおり答申します。

答 申

本審議会では、昨年 8 月の諮問を受け、苫小牧市基本構想が、市の実情を的確に捉え、市民の意見が反映されたものとなるべく、慎重な審議を重ねてまいりました。

素案の作成過程においては、アンケート調査や市民懇話会における意見交換など、より市民意向を把握するとともに、意見の反映に努めたものであります。また、素案の作成後も、パブリックコメントや議員協議会などを通して、素案に対する丁寧な意見収集が図られたものと認めます。

従いまして、苫小牧市基本構想につきましては、素案への意見等を反映し、第 3 回基本構想審議会で提示されました修正案の内容をおおむね妥当と認め、別添の「苫小牧市基本構想（基本構想審議会案）」のとおりとすることを答申します。

なお、答申に当たり別紙「苫小牧市基本構想の推進に対する意見」を十分留意し、着実な基本構想の推進が図られるよう要望します。

苫小牧市基本構想の推進に対する意見

- (1) 苫小牧市は、昭和 48 年に初めて基本構想を定めて以降、理想の都市「人間環境都市」を目指し、市行政、市民・事業者が一体となり、まちづくりを進めてきました。先人が掲げた理念を尊重しつつ、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、さらに発展した「人間環境都市」が形成されるよう望みます。
- (2) 理想の都市「人間環境都市」を形成していくためには、市行政だけでなく、市民や事業者など、本市に関係する多くの人々の知恵と力が必要となります。そのためにも、各種施策について、情報発信の充実を図り、広く周知することで、より多くの参画を得ていくよう望みます。
- (3) 本市においても人口減少が現実となる中、まちの活力を持続させるには、市民が育ったこのまちで、これからも永く住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めることが重要となります。そのためにも、若い世代が安心して、いろいろなことに取り組み、子どもからお年寄りまで、性別を問わず全ての市民が支え合い、快適で健康的な生活が送れるまちを形成していくよう求めます。
- (4) 駅前、港湾周辺、空港周辺は、本市の玄関口であり、訪れた人が街の第一印象を決める重要な場所であるため、地域の活力を集め、開発を促進し、魅力を高めていくよう望みます。また、市民が生活する地域においては、快適な生活空間の中、安心して暮らすことのできる環境整備を進めるよう求めます。
- (5) 本市は、豊富な地域資源を持ち、様々なインフラが整備されていることから、これらを有効に活用し、地域経済を支える市内産業の活性化、雇用創出を促進するとともに、働きやすい環境を整備することで、産業を支えていく生産年齢人口の確保を図っていくよう望みます。
- (6) まちづくりは、施設などのインフラ整備によって、都市機能形成のために行うのではなく、人によって、人のために行われる必要があります。人が主体のまちづくりを推進するためにも、教育や文化・スポーツの充実を図るとともに、人と人との繋がりによる福祉の心を養い、本市を愛する心豊かな人材育成を促進するよう望みます。

苫小牧市基本構想

(基本構想審議会案)

前 文

私たちのまち苫小牧市は、樽前山のふもと、太平洋の潮かおる勇払原野に位置し、日本初のバードサンクチュアリに指定されたウトナイ湖を有する自然豊かなまちです。本市は、明治末期に豊富な水資源や森林資源を背景に製紙工場が立地し、産業都市の基礎を形成しながら、国内初の大規模内陸掘込港の建設や新千歳空港の発展とともに成長を続けてきました。近年では、自動車関連企業や食関連企業など、様々な産業の集積が進み、北海道を代表する産業拠点都市として、北海道経済をけん引する重要な役割を担うまでとなりました。これらは、ひとえに本市の発展を願ってきた先人のたゆみない努力と英知の結集によるものです。

本市は、昭和 48 年(1973 年)に基本構想を定めて以降、昭和 63 年(1988 年)には産業構造や価値観の変化に対応し、本市の更なる発展の姿を展望するために、また、平成 20 年(2008 年)には近い将来到来する人口減少時代を想定したまちづくりに転換するために、基本構想を改定し、理想の都市である「人間環境都市」の実現を目指してきました。

この間、我が国を取り巻く社会経済情勢は、今まで以上に目まぐるしく変化しています。インターネットの普及に伴いグローバル化が急速に進展し、国際競争が激化するとともに、地域紛争やテロによる経済の先行きの不安感が高まるなど、世界情勢は混沌としています。国内においては、人口減少と少子高齢化が同時進行し、各産業における担い手不足や家庭内における子育て・介護の負担増などが顕在化しており、人材育成や就労・子育て支援などを通して、就労を望む誰もが働きやすい社会環境を整備していくことが求められています。こうした社会情勢の変化が本市のまちづくりに与える影響は大きく、これらの変化に柔軟に対応できるまちづくりを進めることが、今後も必要とされています。

私たちは、誰もがこのまちに誇りを持ち、世代や性別を超え、人権を尊重し、健康で生き生きと心豊かに暮らすことができるよう、また、明日を拓くたくましい産業のまちを築くとともに、豊かな自然と安心して快適な暮らしを未来の子どもたちに残していけるよう、理想の都市である「人間環境都市」を実現しなければなりません。

私たちは、「人間環境都市」の理念を継承し、新たな 5 つのまちづくりの目標を定め、その実現を目指すため、ここに基本構想を改定します。

第1章 基本構想の意義

この基本構想は、本市が目指す理想の都市や市政を総合的かつ計画的に推進するための施策の方向を明らかにするものです。

第2章 理想の都市

本市は、理想の都市を「人間環境都市」とします。

「人間環境都市」は、人間主体のまちであり、豊かな自然と調和した文化の薫り高く潤いのある快適な生活環境の中で、共に生き生きと心豊かに暮らしながら、全ての市民が持てる能力で社会に貢献し、未来に向かって挑戦し続けるまちです。

第3章 基本構想の推進

この基本構想は、次の方針に基づいて推進します。

1 基本計画・実施計画の策定

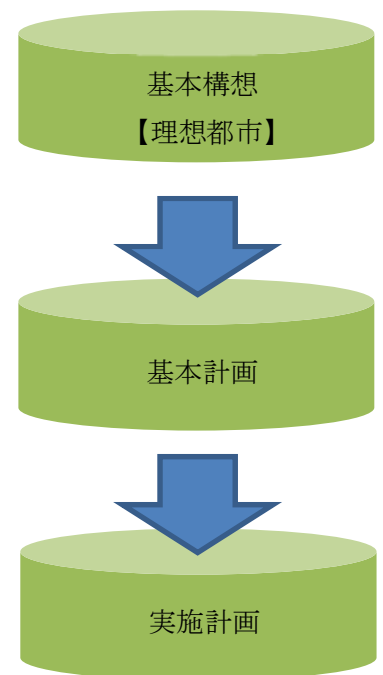
本市の理想の都市を実現するための基本となる「基本計画」と、その実施に関する「実施計画」を策定します。

2 総合的かつ計画的な市政の推進

- (1) 基本構想、基本計画、実施計画（以下「総合計画」という。）を、本市における総合的かつ計画的な市政運営の指針とします。また、本市が行う政策、施策及び事業は、法令の規定によるもの又は緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて行います。
- (2) 行政部門別の計画については、総合計画との整合性の確保に努め、市政を総合的かつ計画的に推進します。
- (3) 総合計画の実施に当たっては、行政評価の基準を設定することにより、総合計画の進捗を適切に把握し、その内容の公開に努めます。

3 社会情勢の変化に応じた見直し

市政を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合には、基本構想の内容について見直すことができるものとします。



第4章 まちづくりの目標

「人間環境都市」を実現するため、まちづくりの目標を次のとおり設定します。

まちづくりの目標

- 1 共に支え合い健やかに暮らすまち
- 2 明日を拓く力みなぎる産業のまち
- 3 学ぶ喜びがあふれる文化の薫るまち
- 4 自然と環境にやさしいまち
- 5 安全・安心で快適に暮らすまち

第5章 目標時期

この基本構想の目標時期は、平成30年度（2018年度）から10年を経過する平成39年度（2027年度）とします。

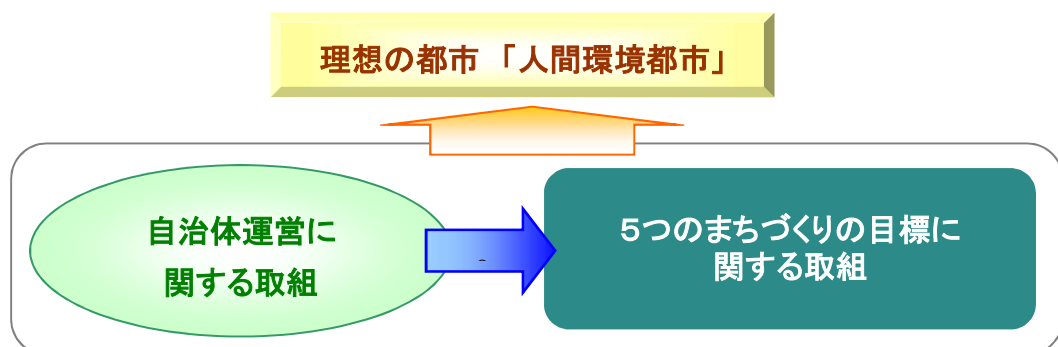
第6章 人口の想定

この基本構想の目標時期における本市の人口は、おおむね16万人台後半を想定します。

※ 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成25年度（2013年度）版）においては、平成37年（2025年）では約16万3千人、平成42年（2030年）では約15万8千人としており、当該研究所の推計からは、目標時期の平成39年（2027年）において、約16万1千人が見込まれるところです。この減少を抑制するために、平成27年度（2015年度）に策定しました「苫小牧市人口ビジョン」を踏まえ、若年層の転出抑制や出生率の向上を目指す取組を行うことにより、目標時期における本市の人口は、おおむね16万人台後半とすることを想定します。

第7章 施策の大綱

次のとおり、未来に向かって挑戦し続けるまちづくりに対応した「自治体運営に関する取組」を基本として、「5つのまちづくりの目標に関する取組」を推進します。



第1節 自治体運営に関する取組

～ 未来に向かって挑戦し続けるまちづくり ～

誰もがこのまちに誇りを持ち、地域活動への参加と市民が主体となったまちづくりを進め、男女平等と平和の精神を尊ぶまちを築きます。また、行政運営の効率化と財政基盤の強化を推進するとともに、広域的な連携による圏域全体の価値向上に努めながら、人口減少が進む将来においても持続することのできる「未来に向かって挑戦し続けるまちづくり」を目指します。

第1 市民によるまちづくりの推進

1 地域活動の促進

自発的な地域活動の支援や活動参加への意識醸成を図り、地域住民が主体となって、信頼と絆で結ばれた明るく住みよい地域社会を目指します。

2 市民自治の推進

市民の理解と参加による市政運営に努めます。また、多様な手段による情報共有を図り、市民参加や協働を原則とした市民自治によるまちづくりを推進します。

3 男女平等参画の推進

誰もが個人として尊重され、多様な生き方を認め合い、あらゆる分野の活動に平等に参画し、その個性と能力を発揮できる社会を形成します。

4 平和の推進

世界の恒久平和を願い、平和意識の啓発を図ります。また、非核三原則の趣旨を尊重します。

第2 健全な行財政運営の推進

1 行政組織の活性化

市民ニーズを把握し、適宜、組織機構を見直します。また、職員の適正配置に努めます。さらに、能力や業績を重視した人事管理制度を構築し、公務能率の向上を図ります。

2 行政運営の効率化・適正化の推進

行政運営の効率化を追求し、行政費用の抑制と市民サービスの向上を図ります。また、ICTの利活用により、効率的・効果的な情報基盤の管理・運営に努めます。

3 健全な財政運営と財政基盤の強化

人口減少と少子高齢化の同時進行による市税収入の減少と社会保障経費の増大などの諸課題に対応できる健全な財政運営と財政基盤の強化に努めます。

4 広域連携の推進

行政サービスの向上を図り、広域的に共通する課題に対応するため、近隣自治体との連携を推進します。また、国や北海道との連携強化に努めます。

第2節 5つのまちづくりの目標に関する取組

第1 共に支え合い健やかに暮らすまち

子どもからお年寄りまで全ての市民が、家庭や地域社会の中で共に支え合い、生き生きと暮らし、成長していくことができる環境を整えます。また、心身共に健康的な生活を送りながら、必要に応じて十分な医療・福祉サービスを受けることができる「共に支え合い健やかに暮らすまち」を目指します。

1 健康な暮らしの実現

- (1) 健康的な長寿社会の実現や市民の健康づくりに向けて、「からだ」と「こころ」の総合的な健康づくりを推進します。
- (2) いつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、高度な医療提供体制を整えます。また、地域医療の充実、在宅医療と介護の連携を推進します。

2 地域で支え合う福祉社会の形成

- (1) 地域福祉活動を行う市民や福祉団体、ボランティア団体などを支援します。また、相互に連携し、支え合いながら、生きがいと思いやりのある地域社会の実現に努めます。
- (2) 高齢者が地域で自立した生活を送れるように、地域包括ケアシステムの実現を目指します。また、支援が必要な高齢者と家族が安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- (3) 障がい児者への福祉サービスの提供と自己実現を支援します。また、サービス提供基盤の充実やバリアフリーな環境の整備を進めます。さらに、地域全体での発達支援の体制を構築します。
- (4) 全ての子どもが心身共に健やかに、たくましく成長できる環境を整えます。また、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を提供します。
- (5) 健康で文化的な最低限度の生活を維持するために、国民健康保険、後期高齢者医療制度、生活保護などの社会保障制度の維持・適正管理を図ります。

第2 明日を拓く力みなぎる産業のまち

苫小牧港や新千歳空港を背景に、物流の拠点として、交通の要所として、北海道経済の発展を支え、地域に根ざした産業拠点都市を築きます。また、恵まれた自然環境をいかした農林水産業を育て、誰もがやりがいをもって安心して働ける場を広げ、安定した暮らしを実現します。さらに、魅力あふれる商店街づくりや観光地の形成などを通じ、「明日を拓く力みなぎる産業のまち」を目指します。

1 地域の特性をいかした産業の振興

- (1) 担い手の育成・確保に努め、農業経営の安定・向上を目指します。また、農業生産に必要な農地の確保とその有効活用により、農村環境の保全を図ります。
- (2) 国土の保全、水資源のかん養、地球温暖化の防止など、森林の持つ公益的機能を維持・増大させる施策を推進し、森林資源を育成します。

- (3) 水産資源の保護に向けた取組に努め、栽培漁業を推進します。
- (4) 産学官連携を一層強化し、技術力の向上・高度化、新技術・新産業の創出を支援することで工業の振興に努めます。また、エネルギー源の多様化を進め、エネルギーの安定供給を図ります。
- (5) 中小商業経営基盤の強化や経営の安定を支援し、商業者とともに地域に根ざした魅力ある商店街づくりを進めます。また、中小企業の振興を推進します。
- (6) ものづくり産業の集積や新産業・成長産業の展開を進め、雇用の創出・確保や地域経済の活性化につなげます。また、企業が快適に活動できる環境を整え、更なる発展を支援します。
- (7) 地元の豊富な観光資源を有効活用し、まちの魅力として積極的に情報発信することで、交流人口を増やし、にぎわいの創出と地域経済の活性化を目指します。
- (8) 雇用の安定・拡大と地元人材の育成・確保に努めます。また、職業能力開発体制の強化と勤労者福祉の充実を図ります。

2 産業基盤の整備促進

- (1) 新千歳空港を国内・国際航空輸送ネットワークの拠点として、国際競争力の確保・向上、安全・安心対策の継続的な実施のほか、空港周辺環境の整備促進と地域の活性化を推進します。
- (2) 港湾機能の強化やポートセールスの推進により港勢拡大を図ります。また、港の魅力を発信することでにぎわいを創出し、市民や観光客が親しみふれ合える港づくりを進めます。
- (3) 企業誘致に戦略的に取り組むとともに、地域特性をいかした新たな産業やプロジェクトの展開を推進し、更なる産業の集積を図ることで、自然と調和した苫小牧東部地域の開発を進めます。

第3 学ぶ喜びがあふれる文化の薫るまち

未来を担う子どもたちが、個性や能力をいかし、自立した人間として成長していくために、学校教育を充実し、実社会や実生活で「生きる力」を育みます。また、市民一人ひとりが、幼児期から高齢期までのライフステージに応じて、芸術、スポーツなどの様々な文化活動ができる環境を整え、「学ぶ喜びがあふれる文化の薫るまち」を目指します。

1 次世代を担う人材育成と高等教育の充実

- (1) 個性や能力をいかしながら、実社会で活躍できる力を育み、社会を支える自立した人間を育成するため、教育内容の充実と教育環境の向上を図ります。
- (2) 高等学校、高等専門学校、大学などの教育機関との連携を深め、地域で活躍する人材の育成に努めます。

2 人が輝き文化の薫るまちづくりの推進

- (1) 生涯にわたる学習機会を確保し、学習により豊かな心と自立の力を育み、その成果をいかすことのできる環境づくりに努めます。

- (2) 生涯スポーツの普及を図るとともに、スポーツをいかした交流人口の増加に取り組み、地域経済の活性化、活気あふれるまちづくりを進めます。
- (3) 文化芸術に接する機会の充実、活動の支援、環境の整備、文化財の保存を通し、心豊かに暮らしていくためのまちづくりを進めます。
- (4) 国内外における交流を深め、異なる文化を尊重できる意識の醸成を図り、多様性に富んだ豊かなまちづくりを進めます。

第4 自然と環境にやさしいまち

経済発展に伴い、地球規模で環境を取り巻く多様な問題が発生していることから、環境にやさしいライフスタイルの実現、資源循環型社会の形成など、環境負荷の軽減に向けた取組を積極的に進めます。また、自然環境の保全を通し、豊かな自然に恵まれた良好な環境を未来の子どもたちに引き継いでいく「自然と環境にやさしいまち」を目指します。

1 自然と調和した快適環境の保全

- (1) 豊かな自然を保護、保全し、自然との共生を図りながら、快適で潤いのある都市環境を確保します。
- (2) 大気・騒音などの環境監視の充実と規制・指導により、公害の未然防止に努めます。また、地球環境への負荷の少ないまちづくりを進めます。
- (3) 衛生的な生活環境を確保するため、病害虫の発生防止やペットの適正な飼育について意識の高揚を図ります。また、霊園、霊葬場を整備します。

2 廃棄物の適正処理と資源循環型社会の実現

- (1) 市民・事業者・行政が一体となり、ごみの減量やリサイクルを推進します。また、効率的な収集・運搬や廃棄物処理施設の規模適正化に努め、資源循環型社会を形成します。

第5 安全・安心で快適に暮らすまち

地域社会の中で共に助け合い、生き生きと快適に暮らすことができる生活環境を整えます。また、自然と調和した個性的で魅力ある住環境と誰もが便利に移動できる交通環境の中で、災害などから生命と財産が守られ、安心して生活できる「安全・安心で快適に暮らすまち」を目指します。

1 快適な生活環境の整備

- (1) 苦小牧の顔となる「まちなか」の魅力創造と、にぎわいの創出を図る取組を進め、誰もが安心して暮らせ、地域の特徴をいかした誇りと愛着が持てるまちづくりを進めます。
- (2) 公営住宅の整備、適正な管理戸数の確保、長く住み続けられる住まいづくりを支援します。また、市民に親しまれ、誰もが安全・安心に利用できる公園・緑地を整備します。
- (3) 水道水の安定供給に向けた施設の保全・更新と災害対策を行います。また、水道事業の経営基盤の安定化を図り、安全でおいしい水を次世代へ継承します。
- (4) 下水道の計画的な維持管理や改築・更新を進めます。また、自然災害に備え、大雨対策や下水道施設の耐震性能の向上に努めます。

2 利便性の高い交通環境の整備

- (1) 都市生活と産業活動に欠かせない道路交通網を、社会情勢やニーズ変化に配慮しながら整備します。
- (2) 利用者ニーズに対応した公共交通サービスを提供します。また、効率的で利便性の高い持続可能な交通システムを構築します。

3 安全・安心な市民生活の確保

- (1) 強固な消防体制を維持するため、消防施設・装備の更新や火災予防体制の強化、消防職員・消防団員の効率的な配置・職務能力の向上を図ります。
- (2) 災害から市民の生命や財産を守るため、関係機関や市関係部局、企業・住民組織と連携した総合的な防災体制の確立を図ります。また、建築物の耐震化を促進します。
- (3) 河川や排水路における治水機能の充実と、地域の特性をいかした水辺空間の創出と保全を図り、良好な河川形成を目指します。
- (4) 市民が安心して外出し、安全に移動できるように、交通環境の整備や交通安全教育の充実、広報啓発活動の推進に努めます。
- (5) 暴力や犯罪から市民を守るため、防犯啓発や防犯活動を市民と一体となって推進し、防犯体制の充実を図ります。
- (6) 消費者意識の啓発と消費者保護対策の強化に努めます。また、生活必需品などの安定供給を図ります。